

SATO 社会保険労務士法人 News Letter

2020年10月号 (No157)

今月の特集

1. 協会けんぽ被扶養者資格再確認
2. 令和2年11月健康保険組合電子申請開始
3. 労働移動支援助成金

1. 協会けんぽ被扶養者資格再確認

協会けんぽでは、高齢医療制度における拠出金および保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認するため、毎年度、被扶養者の再確認を実施しております。

被扶養者の再確認は、被保険者の現状確認だけでなく、協会けんぽの加入者全体の保険料負担の軽減につながる大切な確認です。

実施期間

令和2年10月上旬から下旬にかけて、順次「被扶養者リスト」が事業主様に届きます。

提出期限 令和2年11月30日

再確認の対象となる被扶養者

令和2年4月1日において、18歳以上である被扶養者の方。ただし、令和2年4月1日以降に被扶養者となった方は、確認の対象外となります。

確認書類の提出について

事業主より被保険者の方に対して、対象の被扶養者の方が健康保険の被扶養者要件を満たしているかご確認いただき、被扶養者状況リストに確認結果をご記入のうえ、返信用封筒で提出することになります。

また、今年度より被保険者と別居している被扶養者、海外に在住している被扶養者については、被扶養者現状申立書と、被扶養者であることが確認できる添付資料が必要となります。

事業主様はあらかじめ対象者様に下記添付資料を準備しておくようお願いください。
 ・被扶養者と別居している被扶養者→仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類。
 ・海外に在住している被扶養者→海外特例要件に該当していることが確認できる書類。

↓海外特例要件について↓
<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/hihokensha1/kyouiyoken.html>

↓扶養調書について↓
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g5/cat590/info20721/>

※健康保険組合による被扶養者資格確認は各健康保険組合へお問い合わせください。

2. 令和2年11月健康保険組合電子申請開始

いよいよ11月から健康保険組合への電子申請による手続きがスタートします。

電子申請ができる届出は 『15届出』

<ul style="list-style-type: none"> ○KPFID様式(CSVデータ)による届出 <ul style="list-style-type: none"> 健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届 健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届 健康保険 厚生年金保険 被保険者資格月額認定届 健康保険 厚生年金保険 被保険者資格月額変更届 健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届 ○CSVデータによる届出 <ul style="list-style-type: none"> 健康保険 被扶養者(異動)届 	<ul style="list-style-type: none"> ◇xm様式による届出 <ul style="list-style-type: none"> 健康保険 厚生年金保険 新規適用届 任意適用申請書 任意適用取消申請書 一括適用取消申請書 産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届 産前産後休業終了時報酬月額変更届 育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届 育児休業等終了時報酬月額変更届 介護保険適用除外等該当・非該当届
--	---

※ 健康保険組合毎に電子申請が可能となる時期が異なる場合があります。

複数の行政サービスをひとつのアカウントで利用可能な※① G Biz ID (法人共通認証基盤) を使用し、申請を行います。

特定の法人に対する電子申請の義務化については、これまで健康保険組合に対する手続きは除外されていましたが、11月からは対象となります。特定の法人については News Letter No.142 をご参照ください。

https://www.sato-group-sr.jp/files/newsletter_142.pdf

SATO 社会保険労務士法人ではすでに日本年金機構(協会けんぽ)、公共職業安定所、労働局などへ電子申請を利用した手続きを行っております。来たる11月に向けて健康保険組合への電子申請の準備を進めております。

※① G Biz ID とは

ひとつのアカウントで電子申請が行える、複数の行政サービスにアクセスできる、経済産業省が運営している承認システムです。これまでG Biz ID を利用し jGrants (補助金の申請・届出ができる電子申請システム) や保安ネット (産業保安・製品安全関連法令に関する電子申請システム) の使用、日本年金機構(協会けんぽ)への社会保険手続きが可能でした。

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/denshishinsei/gbiz-id.html>



↓G Biz ID のホームページ↓

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

3. 労働移動支援助成金

雇用調整助成金は雇用維持のための助成金ですが、労働移動支援助成金は、事業規模の縮小等により、離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を職業紹介事業者に委託し、求職活動の為に訓練を教育訓練施設等に委託して実施した事業主に支給される助成金です。この助成金は離職させた企業と、転職先の企業の双方に対してメリットがあります。

労働移動支援助成金は2種類のコースがあります

再就職支援コース

再就職支援コースとは、事業規模の縮小等に伴い離職する労働者再就職実現の支援を行うために民間の職業紹介事業者に支援を委託する事業者に支給される助成金です。支給を希望する場合は再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受ける、もしくは求職活動支援計画書を作成し、都道府県労働局に提出する必要があります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/roudou_idou.html

早期雇入れ支援コース

早期雇入れ支援コースとは、離職する労働者の早期再就職を目的とし、離職日の翌日から3か月以内に期間の定めのない労働者を雇い入れ、継続して雇用することが確実である事業主に対して支給される助成金です。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805.htm>

助成金を活用できる事業主や支給対象措置については、さまざまな要件があります。詳細は各リンクをご参照ください

お問い合わせは SATO 助成金センター、または各担当へ。
https://www.sato-group-sr.jp/files/info_20200617.pdf

SATO 社会保険労務士法人 名古屋オフィス Instagram 100 回投稿 達成しました!

名古屋オフィスでは日々の出来事、オフィスイベントなどをInstagramにて投稿しております。是非チェックしてみてください!

Instagramのフォローはこちらから

【発行元】
 SATO 社会保険労務士法人名古屋オフィス
 〒450-0002
 名古屋市中村区名駅5-25-8 第二友豊ビル4F
 TEL : (052) 414-5836

